

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年十二月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年七月三十一日奈良県指令建第一〇六一三三三号

令和二年十月二十九日奈良県指令建第一〇六一三三一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十一月二十四日建第九七二八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十一月二十四日建第五六四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市別所町三〇六番一、三〇六番二、三〇六番三、三〇六番四、三〇六番五、三

〇六番六、三〇六番七、三〇六番八、三〇六番九、三〇六番一〇、三〇六番一一、三

〇六番一二、三〇六番一三、三〇六番一四、三〇六番一五及び三〇六番一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市守目堂町一〇番地一八

株式会社東新ハウジング 代表取締役 丸山敦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市別所町三〇六番一四

下水道 天理市別所町三〇六番一四の一部